

令和6年度 第1回
白井市都市計画審議会
資 料

期日 令和6年10月30日（水）
場所 白井市役所本庁舎4階大委員会室

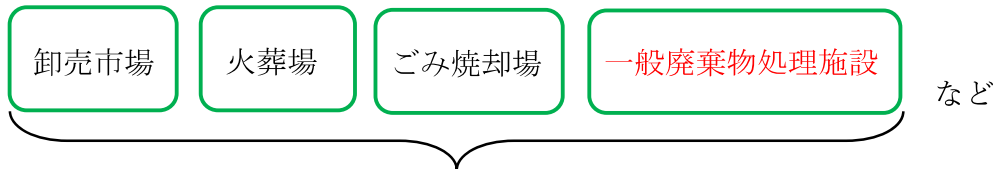
資料

議案第 1 号

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（一般
廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について（付議）

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画区域内では・・・



周辺環境に大きく影響を及ぼすおそれのあるもの

Ⅱ

原則（都市計画決定）

都市計画においてその位置が決定していなければ、
新築し又は増築してはならない。

例外（ただし書きの許可）

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、
その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、
新築し又は増築することができる。

本案件については、白井市都市計画審議会の答申を踏まえ、特定行政庁である千葉県が許可するものとなります。

【議案概要】（一般廃棄物処理施設）

許可対象：処理能力が5t/日以上のもの

施設の処理能力

破碎・メタン発酵・脱水施設：169.90 t/日

令和6年度第1回白井市都市計画審議会「議案第1号」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(白井市)について

1 施設の概要

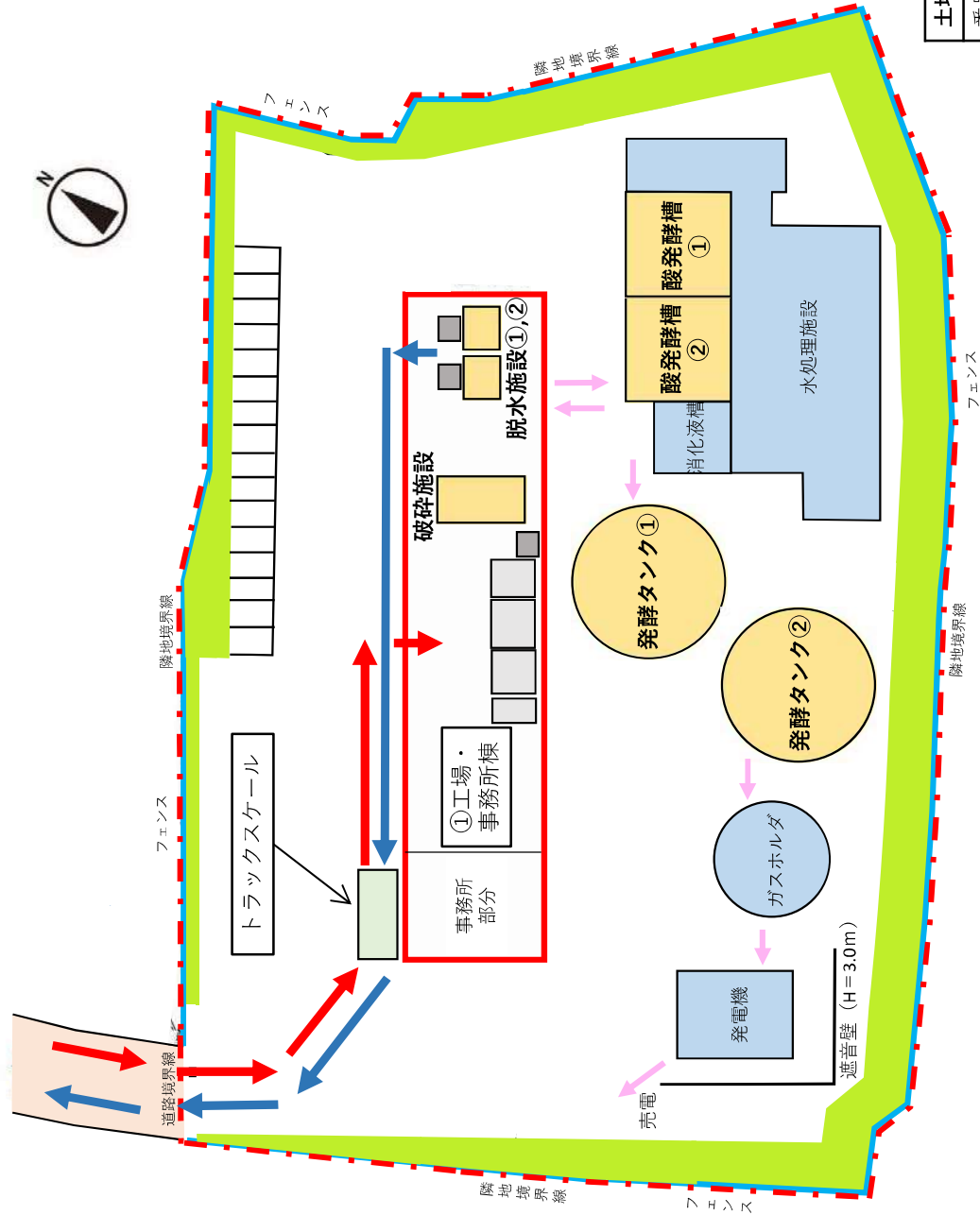
設置者	株式会社 白井BNセンター 代表取締役 植田 徹也		
敷地面積	7,770.88 m ²	前面道路幅員	9 m
処理施設	破砕施設 : 1基	食品系廃棄物、容器	165.60t/日
	メタン発酵施設 : 1基 (酸発酵槽2槽、発酵タンク2基)	食品系廃棄物	169.90t/日
	脱水施設 : 2基	汚泥	537.60 m ³ /日

2 審査指標

敷地の位置の適格性
・ 県及び市の都市計画と整合している。 ・ 申請地は工業専用地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
・ 主要な搬出入経路は、幅員6～10.6mの市道及び私道であり、車両の通行に支障がない。(搬出入車両は1日あたり最大約46台)
施設計画の妥当性
・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ1.8m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1 : 500



【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地(1205.03㎡、15.50%)
	搬入
	搬出
	フェンス1.8m
	処理施設(許可対象)
	処理施設(許可対象外)
	処理前後保管場所
	処理後保管場所
	処理フロー

土地利用計画表			
番号	用地	建築面積	割合
①	工場・事務所棟	1054.60㎡	13.58%
	計	1054.60㎡	13.58%

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	排ガス性状の設計値		
				項目	規制値	設計値
				ばいじん (g/Nm ³)	0.05	0.02
				窒素酸化物 (ppm)	300	160
	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	1.43 (K値9.0)	0.038			
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。			
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼動時間24時間〕		
				時間帯	規制値	予測値
				朝 (6～8時)	65dB	60.5dB
				昼間 (8～19時)	70dB	63dB
				夕 (19～22時)	65dB	60dB
	夜間 (22～6時)	60dB	60dB			
白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。			
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく振動規制区域に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく振動規制区域に該当しないため。		
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	類似施設の敷地境界における特定悪臭物質濃度・臭気指数から、規制基準を満足するものと判断される。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 施設の稼働により発生する工程排水及び生活排水は公共下水道へ放流され、公共用水域への放流はないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		